

## 広島高速道路公社入札監視委員会設置規程

(令和2年2月6日 広島高速道路公社規程第4号)

### (目的)

第1条 広島高速道路公社の入札及び契約事務の適正な執行を図るため、広島高速道路公社入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 入札及び契約の手続きの透明性の確保に関する事項
- (2) 入札及び契約の手続きに係る再苦情に関する事項
- (3) 談合の情報に関する事項

2 委員会は、入札及び契約の適正化に関し、理事長に意見を述べることができる。

### (委員会の組織及び任期等)

第3条 委員は、公正かつ中立な立場で客観的に入札及び契約について審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3人以上で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長は委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の排斥)

第6条 委員は、第2条第1号から第3号に掲げる事項に関しては、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関する事案についての審議に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の審議に関係を有する者に対し、出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別途、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年2月6日から施行する。